

保育事業の取扱いについて

保育事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 1 1 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

保育事業の取扱いについて

保育時間、保育料徴収基準額及び算定の特例については、統一の方向で合併までに調整する。

特別保育事業については、現行を基本に新市において実施する。

障害児保育事業については、現行を基本に新市において実施する。

私立保育所補助等事業については、合併までに調整する。

平成 1 6 年 3 月 2 5 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会